

評 価 基 準

1. 優先交渉権者の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者を優先交渉権者に決定する。

2. 審査方法

本院が召集した選定委員会が、企画提案書に基づき、書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出及び面接（ヒアリング）を求めることもある。

3. 評価方法

評価は下記の各項目について定められた点数の範囲内で得点を与え、選定委員会の委員が各々評価した結果の合計得点を当該提案者の得点とする。

4. 評価項目

(1) 企画内容【100点】

一般市民を対象とした、読みやすく理解しやすい紙面構成及び内容であるか。本院および各診療科の特長が効果的に伝わる紙面構成及び内容であるか。統一的なデザイン及び文章表現によって制作されているか。多くの方が出版物に興味を示してもらえそうな広報・宣伝・販売の手法になっているか。

(2) 業務スケジュール【40点】

本業務の実施スケジュール・進捗状況管理は、無理なく確実に実施できるものであるか。

(3) 業務実績【40点】

提案者の契約実績が本業務を遂行するにあたり、十分であるか。本業務の実施体制が本業務を遂行するにあたり、無理なく確実に実施できるものであるか。

(4) 費用の妥当性【60点】

提案内容に対して、妥当な費用が示されているか。

(5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価【15点】

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

※ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点
 - ・認定段階3＝4点
 - ・プラチナえるぼし認定＝5点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・旧くるみん認定＝3点
 - ・新くるみん認定＝4点
 - ・プラチナくるみん認定＝5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ユースエール認定＝5点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点